

泉区役所建替事業  
既存庁舎の解体に係る協定書（案）

●年●月●日

甲 仙 台 市

乙 1 : [ 既 存 庁 舎 解 体 設 計 企 業 ]

乙 2 : [ 既 存 庁 舎 解 体 施 工 企 業 ]

## 目次

第1条（定義） .....	1
第2条（公平性及び透明性の確保） .....	2
第3条（本解体工事の位置、範囲及び工程） .....	2
第4条（本解体工事の遂行及び詳細） .....	3
第5条（本解体工事の報酬） .....	3
第6条（本設計業務報酬・本施工業務報酬の額の変更） .....	4
第7条（完了報告） .....	5
第8条（既存庁舎・敷地の使用） .....	5
第9条（権利義務の譲渡等） .....	5
第10条（本解体協定書の変更） .....	7
第11条（準拠法及び裁判管轄） .....	7
第12条（誠実協議） .....	7
別紙1（既存庁舎の表示）	
別紙2（解体工程表）	
別紙3（仕様書）	
別紙4（設計業務報酬概算額調書）	
別紙5（施工業務報酬概算額調書）	

## 泉区役所建替事業 既存庁舎の解体に係る協定書（案）

仙台市（以下「甲」という。）、[既存庁舎解体設計企業]（以下「乙1」という。）及び[既存庁舎解体施工企業]（以下「乙2」という。）は、甲、[泉区役所等売買企業]、乙1、乙2、[民活用地売買企業]及び[民活用地賃貸借企業]の間で締結された●年●月●日付け泉区役所建替事業基本協定書（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、既存庁舎の解体に係る工事（以下「本解体工事」という。）の設計・施工について、次のとおり、泉区役所建替事業 既存庁舎の解体に係る協定書（以下「本解体協定書」という。）を締結する。

### （定義）

第1条 本解体協定書において用いられる用語の意義は、本解体協定書に別段の定めがある場合を除き、基本協定に定めるところによる

### （公平性及び透明性の確保）

第2条 甲、乙1及び乙2は、本解体工事の設計・施工にあたり、それぞれ公平性及び透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、本解体工事の促進を図るものとする。

### （本解体工事の位置、範囲及び工程）

第3条 本解体工事の位置及び範囲は、基本協定締結日に本事業対象地に存在する建物のうち、別紙1添付の図中網掛け部分（以下「既存庁舎」という。）のとおりとする。

2 本解体工事の工期は、●年●月●日から●年●月●日までとし、本解体工事の工程は、別紙2添付の解体工程表のとおりとする。

### （本解体工事の遂行及び詳細）

第4条 本解体工事の設計業務は、乙1が遂行するものとし、詳細は、別紙3添付の仕様書のとおりとする。

2 本解体工事の施工業務は、乙2が遂行するものとし、詳細は、別紙3添付の仕様書のとおりとする。

### （本解体工事の報酬）

第5条 乙1が遂行する本解体工事の設計業務に係る報酬（以下「本設計業務報酬」という。）の額は、別紙4添付の設計業務報酬概算額調書に記載のとおり、総額●円（消費税及び地方消費税相当額●円を含む。）とし、甲は、第7条第1項の規定による報告後速やかに、乙1に対して本設計業務報酬を支払うものとする。

- 2 乙2が遂行する本解体工事の施工業務に係る報酬（以下「本施工業務報酬」という。）の額は、別紙5添付の施工業務報酬概算額調書に記載のとおり、総額●円（消費税及び地方消費税相当額●円を含む。）とし、甲は、第7条第2項の規定による報告後速やかに、乙2に対して本施工業務報酬を支払うものとする。

#### **（本設計業務報酬・本施工業務報酬の額の変更）**

第6条 甲及び乙1は、甲による本解体工事の設計業務の追加又は変更により、本設計業務報酬を構成する費用の項目又は額に著しい変更をきたす場合には、あらかじめ甲及び乙1の間で、本設計業務報酬の額の変更について協議するものとする。

- 2 甲及び乙2は、本解体工事の設計変更又は物価労賃の変動等により、本施工業務報酬を構成する費用の項目又は額に著しい変更をきたす場合には、あらかじめ甲及び乙2の間で、本施工業務報酬の額の変更について協議するものとする。

#### **（完了報告）**

第7条 乙1は、本解体工事の設計業務が完了した後、速やかに甲に完了の報告を行うものとする。

- 2 乙2は、本解体工事の施工業務が完了した後、速やかに甲に完了の報告を行うものとする。

#### **（既存庁舎・敷地の使用）**

第8条 乙2は、本解体工事の施工業務に関する既存庁舎及びその敷地の使用について、甲と別途協議するものとし、甲は、実務上合理的な範囲でこれに協力するものとする。

#### **（権利義務の譲渡等）**

第9条 乙1及び乙2は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本解体協定書上の地位又は本解体協定書に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### **（本解体協定書の変更）**

第10条 本解体協定書は、甲、乙1及び乙2の書面による合意がなければ変更することができない。

#### **（準拠法及び裁判管轄）**

第11条 本解体協定書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本解体協定書に関する一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **（誠実協議）**

第12条 本解体協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙1及び乙2は、誠意をもって協議により解決するものとする。

[以下本頁余白]

以上、本解体協定書の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙1及び乙2がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

●年●月●日

甲

[住所]

仙台市

仙台市長 [氏名]

乙1

[住所]

[既存庁舎解体設計企業]

[押印者肩書] [押印者氏名]

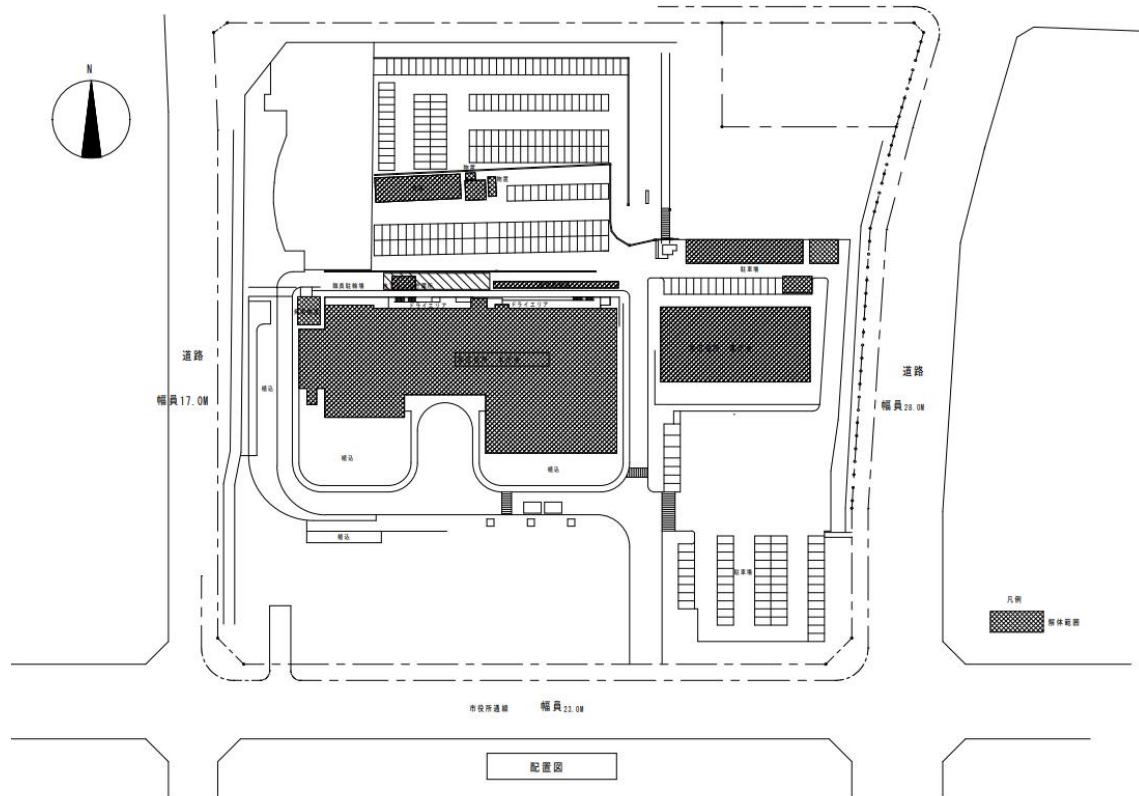
乙2

[住所]

[既存庁舎解体施工企業]

[押印者肩書] [押印者氏名]

別紙1 (既存庁舎の表示)



別紙2（解体工程表）

（添付のとおり[※事業者提案を踏まえ締結時に作成]）



別紙3（仕様書）

項目・対象	建物等	数量	備考・条件
本庁舎	RC造・地上5階建地下1階建	延床面積 10,534.00 m <sup>2</sup>	解体する際は防音シート等を設置し、飛散防止対策として防水等の措置を講じる。
東庁舎	RC造・地上5階地下1階建	延床面積 6,537.77 m <sup>2</sup>	同上
車庫	鉄骨造・平屋建	延床面積 224.00 m <sup>2</sup>	同上
倉庫(1)	鉄骨造・地上2階建	延床面積 529.24 m <sup>2</sup>	同上
倉庫(2)	CB造・平屋建	延床面積 13.30 m <sup>2</sup>	同上
自家発電機室	RC造・平屋建	延床面積 57.80 m <sup>2</sup>	同上

別紙4（設計業務報酬概算額調書）

（添付のとおり）

別紙5（施工業務報酬概算額調書）

（添付のとおり）